

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、基本的な政策の形成過程における市民の市政への参画を進め、もって市民との協働による開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策の策定(変更及び廃止を含む。以下同じ。)を行うとき、その案の内容等を広く公表し、市民等からそれに対する意見及び情報(以下「意見等」という。)を求め、提出された意見等を考慮して政策の策定の意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び消防長をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。
  - ア 市内に住所を有する者
  - イ 市内に事務所又は事業所を有するもの
  - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - エ 市内に存する学校に在学する者
  - オ 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる政策の策定をしようとするときは、パブリックコメントの手続を経るものとする。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画又は個別の行政分野において広く市民生活に影響を与える政策の基本的事項を定める計画
- (2) 市の基本的な制度や方針を定める条例
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他金銭の徴収に関するものを除く。)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合はパブリックコメント手続を経ることなく政策の策定を行うことができる。

- (1) 実施機関が、政策の策定にあたって緊急を要すると認める場合
- (2) 実施機関が、制度の大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わない軽微なものと認める場合
- (3) 政策の策定について実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 意見聴取の手続が法令により定められている場合
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに準じる機関(以下「附属機関等」という。)がこの告示に定める手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、政策の策定を行う場合

(政策の案の公表)

第5条 実施機関が政策についての意思決定を行うときは、あらかじめ政策の案を公表するものとする。

2 実施機関が前項の規定により政策の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 政策の案を策定した趣旨及び目的
- (2) 政策の案を附属機関等における審議に付した場合にあっては、答申等の概要
- (3) その他関連資料

(政策の案の公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、市のホームページへの掲載及び実施機関が指定する場所での閲覧又は配布の方法により行うものとする。

2 前条の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法及び提出期間その他の必要事項を合わせて明らかにするものとする。

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、政策の案の公表の日から起算して30日以上を定めて、市民等から政策の案についての意見等を求めるものとする。ただし、緊急等のやむを得ない理由があるときは、当該政策の案の公表の際、その理由を明らかにし、期間を短縮することができる。

2 意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 実施機関が指定する場所への書面による提出

(2) 郵便

(3) 電子メール

(4) ファクシミリ

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）及び連絡先を明らかにしなければならない。この場合において、市民等が市内に住所を有しないときは、第2条第3項イからオまでのいずれかに該当するかを明らかにしなければならない。

(意見等の取扱い)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関が前項の規定による政策の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要、提出された意見に対する実施機関の考え方及び政策の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。ただし、桑名市情報公開条例（平成16年桑名市条例第20号）第6条に規定する非開示情報に該当するものは除く。

3 前項の規定による公表の方法は、第6条第1項の規定を準用する。

(実施状況の公表)

第9条 実施機関は、パブリックコメント手続の実施状況を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を取りまとめ、市のホームページにて公表するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期間)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に策定を行う政策について適用する。

附 則（平成21年6月26日告示第134号）

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日告示第87号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。